

2021年2月10日

各 位

株式会社八十二銀行

### 未利用口座を対象とした「手数料および自動解約」の導入について

八十二銀行（頭取 湯本 昭一）は、2021年4月1日から長期間ご利用のない預金口座（以下、「未利用口座」）を対象とし、「未利用口座手数料」の導入および「残高のない未利用口座の自動解約」の取扱いを開始します。また、「預金口座の解約手続きの簡素化」もあわせて実施いたします。

この度の取扱いは、口座解約手続きの簡素化等の取組みを通じ、不正利用をはじめとする犯罪につながる可能性が高い未利用口座の削減を図るものです。対象となるお客さまには、この費用の一部をご負担いただくこととなりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以下に概要をお知らせします。

#### 1. 「未利用口座手数料」について

制度開始日	2021年4月1日（木）	
対 象 口 座	普通預金口座（無利息普通預金口座を除く）・貯蓄預金口座	
未利用期間	最終ご利用（「お預入れ」または「お引出し」）日から2年以上（※）	
預 金 残 高	「制度開始日以降」に開設された口座	「制度開始日前」に開設された口座
	1万円未満	1千円未満
その他の条件	・ 投資信託・外貨預金等の振替口座およびお借入れの返済用口座ではないこと ・ 相続のお手続中など当行所定の条件に該当しないこと	
手数料金額	年間550円（税込）	
手 数 料 の 引 き 落 と し	対象となるお客さまには、事前に書面等によるご案内を実施したうえで、その後一定期間内にご利用または解約等のお手続きがない場合に対象口座から本手数料を引き落としします（口座残高が本手数料未満の場合は残高全額） なお、本手数料の初回引き落としは「2024年4月1日以降」を予定しています	

※ 制度開始日前の期間は未利用期間に含めません。また、通帳記帳・利息付与・本手数料の引き落としは、口座利用にあたる取引には含みません。

#### 2. 「残高のない未利用口座の自動解約」について

本手数料引き落としにより残高が0円となった未利用口座（残高が元々0円の未利用口座を含む）は、自動的に解約させていただきます。

#### 3. 「預金口座の解約手続きの簡素化」について

2021年4月1日（木）から個人のお客さまを対象に、残高1万円未満の普通預金口座および貯蓄預金口座の解約手続きにおけるご印鑑の押印を不要とし、顔写真付きの本人確認書類を提示いただくことで解約ができるよう、お手続きの簡素化を図る予定です。

以 上

